

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（「相互に関連するもの」の意義） 9－1 法第 9 条ただし書に規定する「同一人から依頼を受けた通関業務その他税関官署に対する手続で相互に関連するもの」とは、例えば、次に該当するような場合をいう。 (1) プラント輸出の場合における当該プラントに係るそれぞれの輸出申告 <u>(2) 輸出申告、特定輸出申告、特定委託輸出申告又は特定製造貨物輸出申告（以下この項において「輸出申告等」という。）の後許可前に積込港が変更されたことによる当該輸出申告等の撤回の申し出と当該撤回の申し出後最初に行われる輸出申告等</u> <u>(3) 特定輸出申告、特定委託輸出申告又は特定製造貨物輸出申告と当該申告に係る貨物を外国貿易船等へ積み込む場合における税関職員への書類の呈示</u> <u>(4) 輸出申告等に併せて保税運送申告が行われ、かつ、当該輸出申告等の許可後に積込港が変更された場合における当該輸出申告等と当該許可に係る積込港変更の申請</u> <u>(5) 保税運送申告と当該運送に係る貨物が運送先に到着後最初に行われる輸入申告、蔵入承認申請、移入承認申請又は総保入承認申請</u> <u>(6) 税関の管轄区域を越えて行う各種申告申請手続に係る不服申立て手続</u> <u>(7) 一の物品の一時輸入のための通関手帳（物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（A T A 条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和 48 年法律第 70 号）第 2 条第 1 号に規定する「通関手帳」をいう。後記 18－1 (3)において同じ。）による輸出申告又は輸入申告</u>	（「相互に関連するもの」の意義） 9－1 法第 9 条ただし書に規定する「同一人から依頼を受けた通関業務その他税関官署に対する手続で相互に関連するもの」とは、例えば、次に該当するような場合をいう。 (1) プラント輸出の場合における当該プラントに係るそれぞれの輸出申告 <u>(2) 関税法第 67 条の 3 第 6 項に規定する特定輸出申告又は特定委託輸出申告と当該申告に係る貨物を外国貿易船等へ積み込む場合における税関職員への書類の呈示</u> <u>(3) 保税運送申告と当該運送に係る貨物が運送先に到着後最初に行われる輸入申告、蔵入承認申請、移入承認申請又は総保入承認申請</u> <u>(4) 税関の管轄区域を越えて行う各種申告申請手続に係る不服申立て手続</u> <u>(5) 一の物品の一時輸入のための通関手帳（物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（A T A 条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和 48 年法律第 70 号）第 2 条第 1 号に規定する「通関手帳」をいう。後記 18－1 (3)において同じ。）による輸出申告又は輸入申告</u>